

# 議会運営委員会会議録

令和6年3月4日（月）

（開 会） 14：45

（閉 会） 15：33

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
  - (1) 議案第38号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
  - (2) 議案第39号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - (3) 議案第40～48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
  - (4) 議案第49～51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 追加議案の説明、質疑
  - (1) 議案第52号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること
- 3 議案に対する質疑通告について
  - ・議案第1、4、6、7、11、13、16、20、26、28号（川上議員）
  - ・議案第22号（石川議員）
- 4 委員会条例改正案及び意見書案の取り扱いについて
  - (1) 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
  - (2) 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）
  - (3) 令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書（案）
  - (4) 自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件の全容解明を求める意見書（案）
- 5 請願の取り扱いについて
  - (1) 請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願
  - (2) 請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願
- 6 会期日程の変更について
- 7 議会基本条例について

---

## ○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

## ○武井市長

今回、提案させていただきます議案第38号から議案第51号までの人事議案14件について、ご説明いたします。

議案第38号につきましては、令和6年5月16日付けをもって任期満了となります教育委員会委員として引き続き、上田敬子氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第39号につきましては、公平委員会委員1名が、令和5年12月31日付けをもって辞職されたことに伴い、その後任に、古川幸代氏を新たに選任したいと存じますの

で、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号から議案第48号の9件につきましては、令和6年5月16日付けをもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、提案するものであります。

議案第40号から議案第46号は、牛島光一氏、柳田光重氏、金子由美氏、梅津眞由美氏、坂口隆氏、芳中奏文氏、金崎修一氏を、引き続き、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであり、議案第47号及び議案第48号は、久保井宏氏、山上司氏を、新たに、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号から議案第51号の3件につきましては、令和6年6月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、内藤正登氏、瓜生典之氏、本田昌弘氏を、引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案14件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

「議案第39号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」に関連する質問です。公平委員の辞職があったとのこと。辞職願は出たのでしょうか。その場合、どういう内容なのでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：49

再 開 14：52

委員会を再開いたします。

○公平委員会書記長

委員の辞職につきましては、令和5年12月28日付けで本人から辞職願が出ております。一身上の都合によりということをお願いがなされております。それを受けて、新任の委員さんを選任することになっております。

○川上委員

辞職願は12月28日、一身上の都合と。受理は同日付けですか。

○公平委員会書記長

同日付けで、12月28日付けで受理です。辞職願としましては令和5年12月31日をもってという願いとなっております。

○川上委員

受理は12月28日提出の同日付けなんですか。

○公平委員会書記長

はい、12月28日付けとなっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました、議案第38号から51号までの14件につきましては、定例会最終日、3月19日の日程1番目、委員会の中間報告、質疑に並びに委員長報告、質疑、

討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

このうち、議案第38号の教育委員会委員につきましては、先例によりまして、同意を受けました際に、あいさつを受けることとなっておりますので、人事議案が同意されましたら、あいさつを受けていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○武井市長

追加議案として提案させていただきます人事議案1件についてご説明いたします。

議案第52号につきましては、本市教育委員会教育長として、桑原昭佳氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

以上、人事議案1件を上程したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました、追加の人事議案1件につきましては、先ほどご協議いただきました、定例会最終日に上程されます人事議案14件の提案理由説明、質疑、討論、採決の後に上程し、本案につきましても人事議案でありますことから、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

なお、教育長につきましても、先例によりまして、同意を受けました際に、あいさつを受けることとなっておりますので、人事議案が同意されましたら、あいさつを受けていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第1号、4号、6号、7号、11号、13号、

16号、20号、26号及び28号について川上議員より、議案第22号について石川議員より、それぞれ質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。以上です。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「委員会条例改正案及び意見書案の取り扱い」について、まず、「飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

さる12月定例会において「飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」が、原案可決されましたことから、飯塚市議会委員会条例第2条第2項に規定しております常任委員会の所管に、新設されます「こども未来部に関する事項」を加える必要がございます。

さきで開催されました代表者会議において、新旧対照表に記載のとおり、福祉文教委員会の所管とすることで調整がされておりますので、本改正案を、本会議最終日に、議会運営委員長を提出者とし、賛成する他の議会運営委員を賛成者として提出していただきまして、提案理由説明、質疑の後に、委員会付託を省略して、本会議即決としていただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「意見書の取り扱い」について、「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○奥山委員

公明党は、今回、若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書を出させていただいております。中身は案文を確認いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○田中武春委員

立憲民主党の会派から、「令和6年能登半島地震の復旧・復興を最優先することを求める意見書（案）」を出させていただきました。内容的には、1月1日に能登半島地震が起きまして、住宅や建物、施設の倒壊等々、各種インフラもですね、相当な被害を受けておりまして、災害から復旧・復興には莫大な時間とコストがかかるのではないかとということでもあります。一方で今、大阪の関西万博の関連工事が、建設のスケジュールが大幅に遅れているようですけども、このような状況の中で建築人材の不足や、震災復興を妨げることが断じてあってはならないということで、政府に対し被災地復旧・復興を加速させる立場から、被災地関連事業を最優先させるべきであるということを求める意見書であります。ご賛同のほうよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

提出者にお尋ねします。私はこの意見書案の表題について賛成ですが、意見書案文を読んで

いくとですね、むしろこの文章は、万博の計画縮小変更を求める内容になっておるのではないかというふうにも思いますので、表題の工夫をする余地があるか、お尋ねしたいと思います。

○田中武春委員

ご指摘ありがとうございます。ちょっと表題は変える気はありませんが、できたらこのままで意見書を提出したいというふうに思っています。趣旨としては了解しますけれども、基本的には大阪の万博が今工事関連が遅れていますので、来年の春に間に合うかということですけども、そのことによって被災地の復旧が遅れたらいけませんよと、最優先的にしなさいという趣旨ですので、ご理解のほうよろしくお願いします。

○川上委員

これは、万博について現在の計画を縮小変更となっているんですけども、この中には中止という選択肢が入っているのでしょうか。

○田中武春委員

中止の文言までは入っておりません。

○川上委員

確かに文言は入っていないんですけども、「現在の計画を縮小変更するなどして」ということになっているんですね。この「など」の中に、中止という選択肢があるのではないかというふうに思って質問しているわけですけど、どうでしょうか。

○田中武春委員

中止までうたっておる文言ではないというふうに理解をしています。

○川上委員

それから、提出先について大阪府知事を加えることについては検討されておりますでしょうか。

○田中武春委員

そこまでは検討しておりません。

○川上委員

この意見書案文の提出先を変更する、あるいは追加することは考えられますか。

○田中武春委員

すみません、現状ではこのままでいかせてもらいたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：04

再 開 15：04

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件の全容解明を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

ぜひ意見書を、飯塚市議会として提出をしていただきたいと思いますと思って出しました。表題は「自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件の全容解明を求める意見書」としております。ご承知のとおり、政治倫理審査会が衆議院において行われ、これには自民党総裁である岸田文雄首相が出られたわけですけども、報道にもあるとおりだと思いますが、何ら自民党内部の調査の域を超えるものではなくて、全体として事実が究明されていないということだと思います。参議院において政治倫理審査会をどうするのかということが、これからだと思われそうですけれど

も、この際は憲法第62条規定の国政調査権を行使し、証人喚問によって事態を究明するということがなければ、過去において国政が歪められなかったのかと。それによって、地方政治に影響がなかったかというようなことについても究明できないというふうにも思いますので、今回、意見書で国政調査権を行使するなど全容解明へさらに全力を挙げることを求めるということを提案したいと思います。賛同よろしくお願いします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

この意見書では、パーティーをめぐる事件の解明ということなんですけども、基本的には政治資金パーティーの廃止という文言まで書かなくてもよろしいんですか。そこまで求めないのかなと思ひまして、お聞きしました。

○川上委員

飯塚市議会で一致できるならですね、ぜひともと思うんですけど、今国民的な世論の一致点としては、一体何があったかについてですね、自民党で明らかにできない以上、国政調査権ということではないかなと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました委員会条例改正案及び意見書(案)3件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を3月15日、金曜日、午後5時までに、議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

請願文書表のとおり、請願が2件提出されております。

「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」及び「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」、以上2件は、いずれも議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託していただいております。

なお、特別委員会への付託となりますので、会議規則第36条第1項の規定により、議長が会議に諮って付託することになります。

また、特別委員会を予備日としております3月12日に開催していただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和6年第1回飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

変更内容でございますが、太枠で囲っております箇所、3月5日の3番目に先ほどご審議いただきました、請願の委員会付託を追加しております。

また、3月12日に議員定数のあり方に関する調査特別委員会を追加しております。

2ページをお願いします。3月19日、定例会最終日の3番目に、先ほどご審議いただきました追加議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。

以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 10

再 開 15 : 32

委員会を再開いたします。

「議会基本条例（諮問）」についてご協議いただきます。ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。ご意見はございませんか。

( な し )

答申について採決したいと思えます。議長への答申について、お諮りいたします。本委員会として、議長に対し、「現在設置されている「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」の調査が終了した後に、条例制定の必要性について調査・検討を始める」という旨を答申することについて、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、議長に対し、その旨を答申することに決定いたしました。

最後に、次回の委員会は3月19日、火曜日の定例会最終日、本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。